

平成 29 年

第 2 回市議会定例会 議案第 3 号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成 26 年函館市条例第 51 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 8 条中「場合は」の後ろに「，必要に応じて」を，「支給認定証」
の後ろに「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合に
あっては，子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44
号）第 7 条第 2 項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一
部改正に伴い，特定教育・保育の提供を求められた場合に特定教育・保
育施設が行う受給資格等の確認に関する規定を整備するため